

公益財団法人かわさき市民活動センター定款

目 次

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

第 2 章 財産及び会計(第 6 条～第 1 0 条)

第 3 章 評議員及び評議員会(第 1 1 条～第 2 6 条)

第 1 節 評議員(第 1 1 条～第 1 5 条)

第 2 節 評議員会(第 1 6 条～第 2 6 条)

第 4 章 役員等及び理事会(第 2 7 条～第 4 5 条)

第 1 節 役員等(第 2 7 条～第 3 4 条)

第 2 節 理事会(第 3 5 条～第 4 5 条)

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等(第 4 6 条～5 0 条)

第 6 章 事務局(第 5 1 条～5 2 条)

第 7 章 情報公開及び個人情報保護(第 5 3 条～第 5 5 条)

第 8 章 雑則(第 5 6 条)

附 則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人かわさき市民活動センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集・提供及び啓発事業
- (2) 市民活動に関する調査・研究事業
- (3) 市民活動に関する人材育成及び相談事業
- (4) 市民活動の促進・支援事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 青少年施設の管理運営の受託
- (7) 関係機関・関係団体等との連携
- (8) その他目的を達成するために必要な事業（理事会又は評議員会で決議する事業）

2 前項の事業については、川崎市において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 2 章 財産及び会計

(基本財産)

第 6 条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(会計原則等)

第9条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規則によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第11条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

（選任等）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア） 国の機関

（イ） 地方公共団体

（ウ） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定

する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３ 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

（権限）

第１３条 評議員は、評議員会を構成し、第１７条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第１４条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第１５条 評議員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は毎年度総額３０万円を超えないものとする。

２ 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則による。

第２節 評議員会

（構成）

第１６条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１７条 評議員会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

（１）役員の選任及び解任

- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規則の改廃
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第 1 8 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とし、前者は毎年 6 月に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第 1 9 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 2 0 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 2 1 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第 2 2 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 2 3 条 評議員会の決議は、法人法第 1 8 9 条第 2 項に規定する事項を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び常務理事をもって法人法における代表理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事には、この法人の理事（その親族その他法令で定める特別の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他法令で定める特別の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長及び常務理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。その権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規則による。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役

員の任期の満了する時までとする。

- 3 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 役員が次の一に該当する時は、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則による。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項について必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産（特定財産を含む。）の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（種類及び開催）

第37条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、常務理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときに、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に評議員会の決議により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

第8章 雑 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の役員は次に掲げる者とする。

理事 飯田和子 小倉敬子 小原 良 柏木靖男 小宮山健治 斉藤 隆
難波一尚 福田武雄 牧野田恵美子 安岡信一

監事 宮洋世紀 小菅 猛

4 この法人の最初の代表理事は小倉敬子及び斉藤 隆とする。

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

岡村 修 齊藤 準 三枝博男 佐藤知久 菅原陽子
竹井 斎 仁藤公子 東田乗治 前田成東